

愛知県漁業調整規則（令和2年11月20日県規則第71号）第4条第1項第6号に規定するさし網漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
（1）三枚網漁業（操業期間が1年未満の漁業に限る。）	第1種共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	0.5トン以上5トン未満であって許可証に記載された総トン数
（2）きす流網漁業（操業期間が1年未満の漁業に限る。）	第1種共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	0.5トン以上5トン未満であって許可証に記載された総トン数